

## 新潟県条例第8号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年新潟県条例第3号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(夜間看護手当) <b>第31条</b> 夜間看護手当は、 <u>はまぐみ小児療育センター</u> に勤務する職員その他の人事委員会規則で定める職員が一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第9条第1項に規定する正規の勤務時間（第53条及び第54条において「正規の勤務時間」という。）による勤務の全部又は一部が深夜において行われる看護又は生活介助の業務に従事した場合に支給する。 2 (略)	(夜間看護手当) <b>第31条</b> 夜間看護手当は、 <u>コロニーにいがた白岩の里</u> に勤務する職員その他の人事委員会規則で定める職員が一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第9条第1項に規定する正規の勤務時間（第53条及び第54条において「正規の勤務時間」という。）による勤務の全部又は一部が深夜において行われる看護又は生活介助の業務に従事した場合に支給する。 2 (略)

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。